

令和7年度 危機管理マニュアル

西尾市立佐久島しおさい学校

目 次

1	緊急連絡先	1
2	事前対応	2
3	交通事故	3
4	事故・けが（１）校内での重体事故・重傷事故・大けが	4
	（２）校内でのけんかなどによるけが	5
5	不審者（１）校内に不審者が現れたときの対応	6
	（２）不審者によるいたずら・恐喝・傷害など	7
	（３）不審者が出現した場合の具体的な対応策	8
	（４）学校に対する犯罪予告への対応策	9
6	器物破損・ボヤや放火の跡・窃盗・激しいいたずら	10
7	暴風に関（１）暴風・暴風雪警報発令…在校時	11
	する警報（２）暴風・暴風雪警報発令…登校前	12
8	渡船欠航（１）渡船欠航…在校時	13
	（２）渡船欠航…登校前	15
9	火災（１）在校時	16
	（２）夜間や休日など閉校時	17
10	地震（１）地震発生…在校時	18
	（２）地震発生…登校前・登下校中	20
11	大津波警報・津波警報・津波注意報発令	22
12	熱中症	27
13	アナフィラキシーショック	28
14	インフルエンザ発生時	30
15	連続しての鳥の異常死	31
16	長期休業中の事故・事件の対応	32
17	災害伝言ダイヤル	35

1 緊急連絡先

◇ あわてず 落ち着いて 状況を報告する

警察・消防関係

☆救急車 119 ☆警察 110

西尾市消防本部	56-2110
一色分署	72-2110
消防団佐久島分団長	
西尾警察署	57-0110
佐久島駐在所	

医療機関

学校医	
内科 佐久島診療所	79-1414
眼科 深見クリニック	72-2010
歯科 吉田歯科医院	73-5581
耳鼻科 加藤耳鼻科	56-3309
その他の医療機関	
外科 高須病院	72-1710
神谷整形外科	72-8254
総合 西尾市民病院	56-3171
碧南市民病院	0566-48-5050
安城厚生病院	0566-75-2111

学校関係

西尾市教育委員会 学校教育課	56-2111
佐久島しおさい学校	79-1014
校長	
副校長	
教頭	
主幹	
教務	
校務	
地域	
P T A会長	
東町内会長	
西町内会長	

その他

名鉄タクシー	56-2165
西尾交通	72-8201
一色渡船場	72-8284
佐久島西港渡船場	79-1002
佐久島東港渡船場	79-1006
一色地域交流センター（一色公民館）	72-3411

緊急連絡時の伝達内容

- ① 現住所 「こちら佐久島しおさい学校です。※必要に応じて住所も伝える」
- ② 依頼内容 消防車、救急車、警察等の出動。疾病者の診察・治療。
- ③ 災害・事件・事故・疾病者等の状況
災害・事件・事故…何が、どうなっているか
疾病者 …学年、性別、拍動・呼吸・意識の有無、けが等の様子
- ④ 通報者 「私は、_____です。」

2 事前対応

緊急時に備える日々の対応

1 健康に関する情報（既往症や運動制限等）の把握及び共通理解

チェック欄

- ・就学前の情報把握を徹底し、在校児童生徒と合わせて4月当初の会議で健康に関する情報の共通理解を図る。
- ・年度初めに保護者から児童生徒の健康に関する情報を確認す
- ・毎年、情報を積み上げ、だれもが活用できるようにデータで管理する。（持ち出しや漏洩に注意する。）

☐☐☐

2 日々の健康観察の充実

- ・毎朝、担任による健康観察を実施する。（養護教諭による観察も行う）
- ・把握した情報が、指導にあたる教員に正確に伝わる仕組みを構築する。

☐☐

3 定期的な安全点検の実施

- ・施設、器具等の安全に留意した点検を定期的実施する（毎月10日）
- ・修繕が必要な場合は、早く実施する。（校務）

☐☐

4 体育活動時の安全確保

- ・家庭からの事前連絡（連絡帳、健康観察カード等）を確認す
- ・運動前の健康観察を徹底する。
- ・運動内容に合わせたウォーミングアップを実施する。
- ・安全確保に留意した運動の場づくりを行う。

☐☐☐☐

5 AEDの使用を含む心肺蘇生法の研修と機材の設置

- ・全職員対象に、AED及び心肺蘇生法の研修を実施する。
- ・重大事故発生時携行機材をひとまとめにしておく。
- ・学校内のどこにおいても、5分以内にAEDを使用できる場所に設置する。（後期課程玄関、体育館入り口）

☐☐☐

6 様々な訓練等の計画的な実施

☐

7 緊急時対応マニュアルの見える化

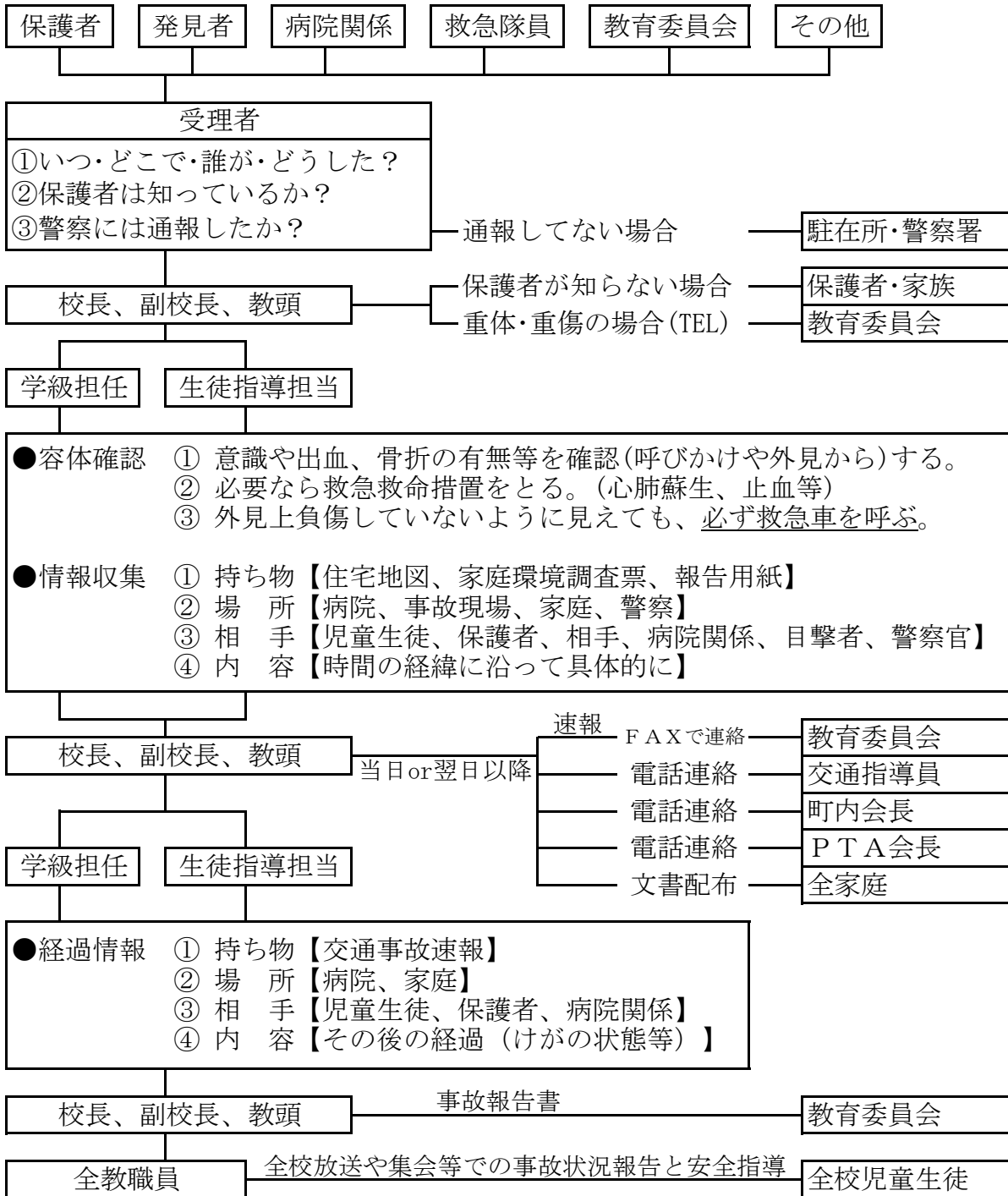
- ・緊急時対応マニュアルを、職員室のだれもが目にとまる所に常設し、素早く対応できるようにしておく。

☐

事故発生時の速報について

- 1 速報は全てFAXで送付（発信時刻が印字されるから）
- 2 救急車を要請した場合
 - ・市教育委員会へ第一報を電話連絡
 - ・事故発生速報【学校事務の手引き（以後：手引き）3-02①】をFAX

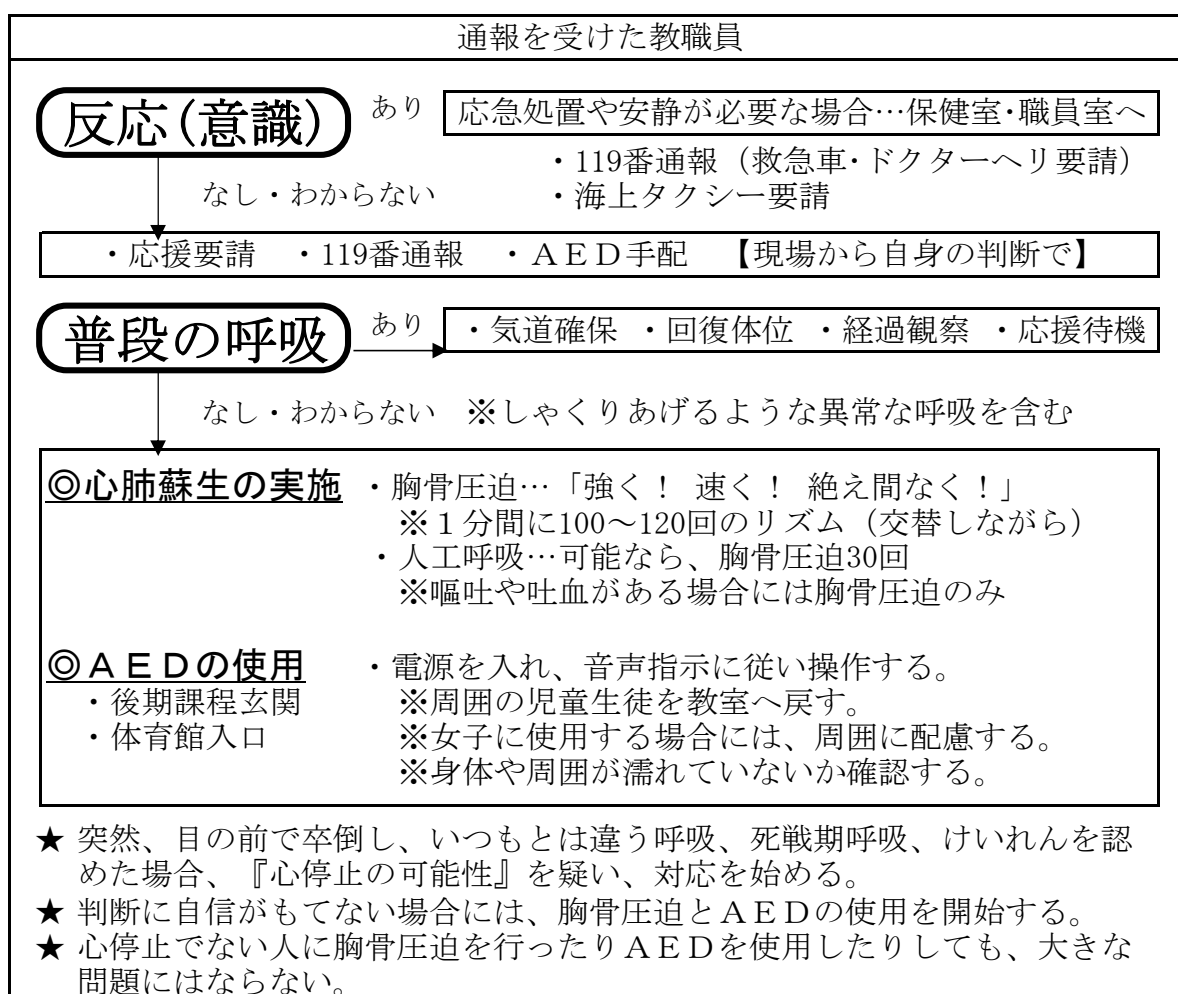
3 交通事故



4 事故・けが (1) 校内での重体事故・重傷事故・大けが

■ 初期対応

発見した児童生徒は、大声で近くの教職員に知らせる。(どこで、誰が、どんな)



校長、副校長、教頭(職員室)

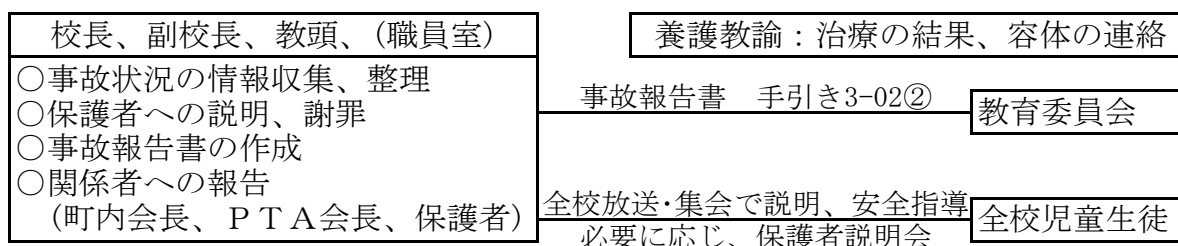
養護教諭：事故児童生徒の看護

・ 119番通報(救急車・ドクターヘリ) ・ 事故速報を市教育委員会へ(TEL・FAX)	・ 海上タクシー要請 ・ 警察署 (必要な場合)
---	-----------------------------

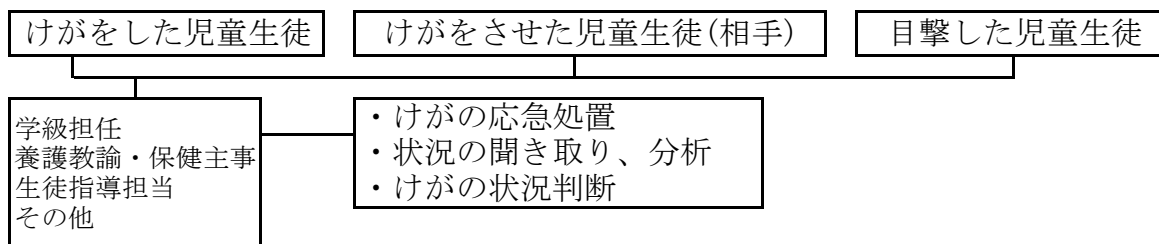
学級担任	①保護者への連絡	②ドクターヘリの着陸準備	
生徒指導担当	③他の児童生徒への誘導	④事故発生時の情報収集	
養護教諭	・ 海上タクシー、救急車へ同乗	・ 搬送先の確認、連絡	

病院

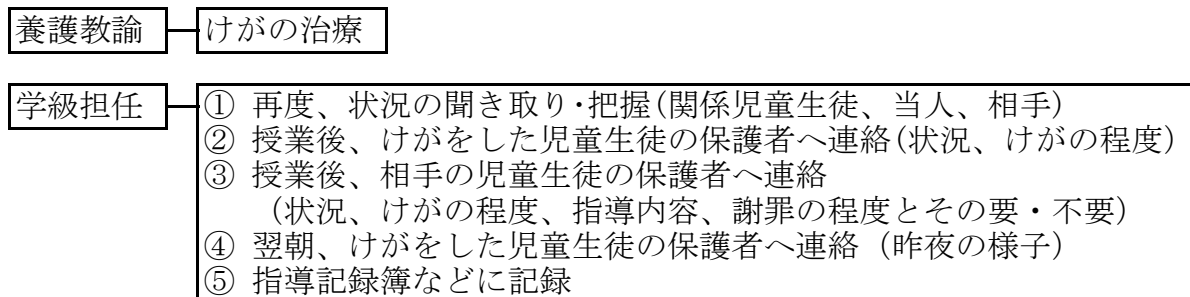
■ その後の対応



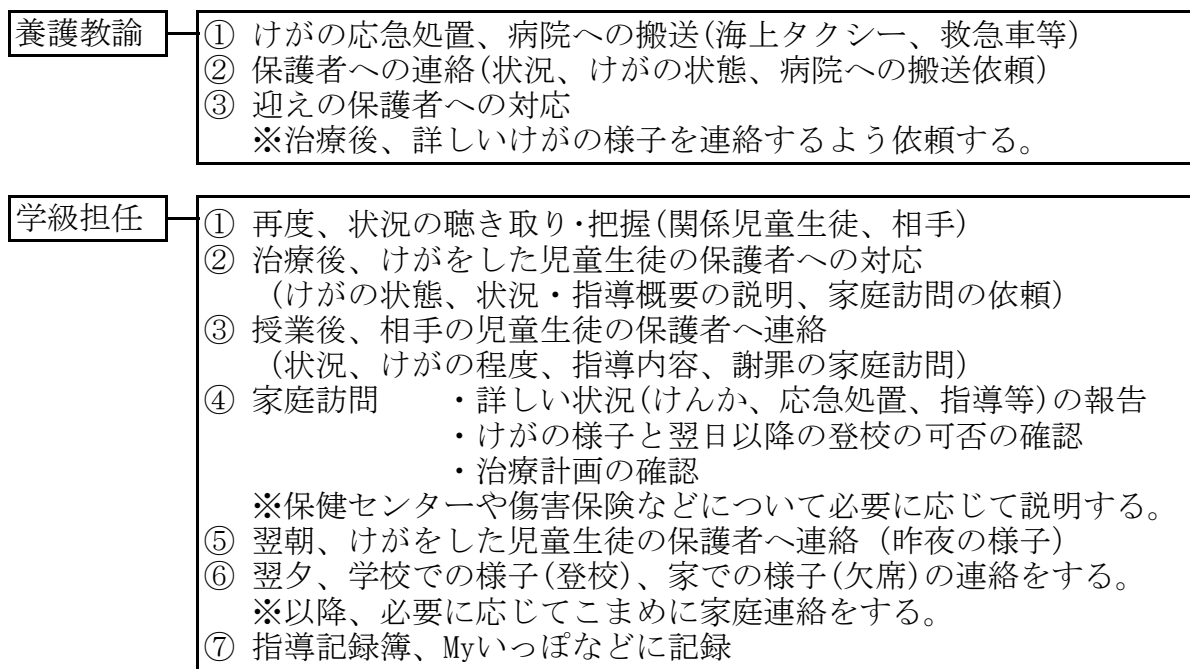
4 事故・けが (2) 校内でのけんかなどによるけが



■ 学校で治療の場合



■ 病院で診察・治療の場合



■ 重体・重傷の場合

校内での重体事故・重傷事故・大けが (P 4) に準じて対応

・学校の管理・監督責任下で起きた事故であることを十分踏まえて対応すること。

※ 救急車(ドクターヘリ)を要請した場合には、市教育委員会へ第一報を電話連絡した後、全ての場合に事故発生報告をFAXする。(速報は全てFAXで連絡)

5 不審者 (1) 校内に不審者が現れたときの対応

【不審者】学校に必要な物品を搬入したり、子どもに忘れ物を届けたり、展示の案内・学習参観案内のもとに校内参観しているのではなく、校内をふらふらしている者

■ 事前の対策

○施設・設備について

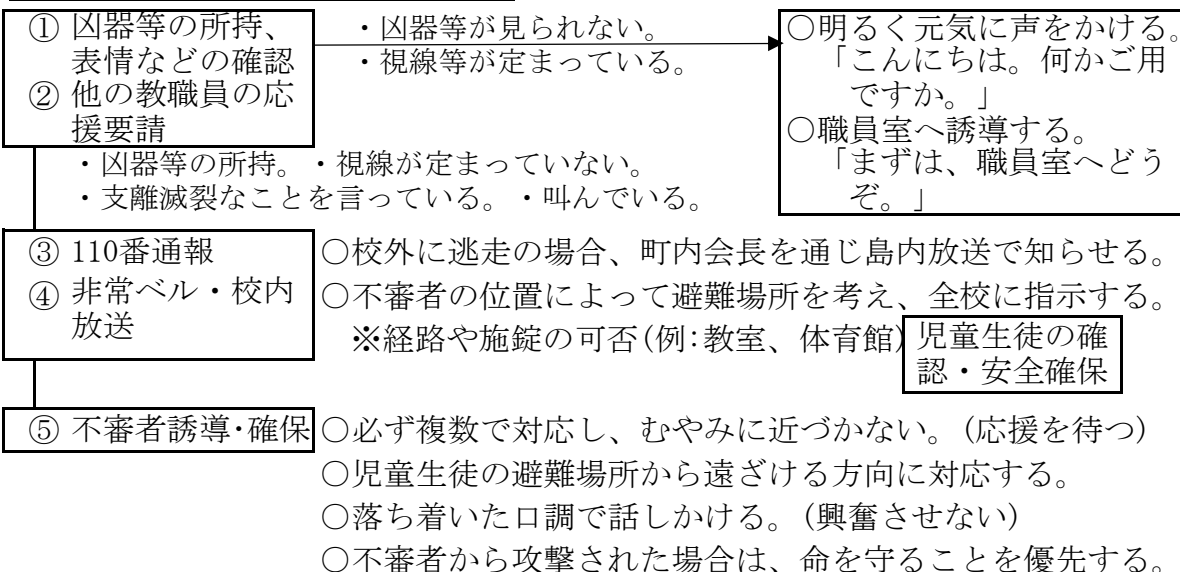
- ・1階各教室の必要のない非常出口は、施錠しておく。
- ・校門付近に「来校者は、職員室へお越しください」の案内を設置する。
- ・防犯カメラを設置する。
- ・職員室などに刺股（さすまた）を常備しておく。
- ・校舎までの動線を明確にするために、職員室案内の看板を示しておく。

○研修・日常点検について

- ・非常時の校内電話や非常ボタンの使い方を全職員が周知しておく。
- ・校門付近や動線上の死角の原因となる障害物の除去に努める。
- ・来客の予定がある場合は、あらかじめ予定表等に記入する。
- ・定期的に不審者対応訓練を行い、警察の到着時間を把握しておく。
- ・原則としてすべての来校者を職員室に誘導し、談話スペースで対応する。

■ 不審者侵入に対するマニュアル

不審者らしき人物の発見・遭遇



児童生徒が捕まっていたり、凶器で脅されている

① 他の児童生徒を遠ざける	○興奮させないように、できる限り静かに移動させる。
② 危害を加えないよう説得する	○危害を加えようとする行動をした場合は、直ちに不審者に攻撃を加え、児童生徒を救出する行動に移る。 ※その結果、不審者が負傷してもかまわない。

児童生徒が負傷した

「4 事故・けが」(P4・5)へ

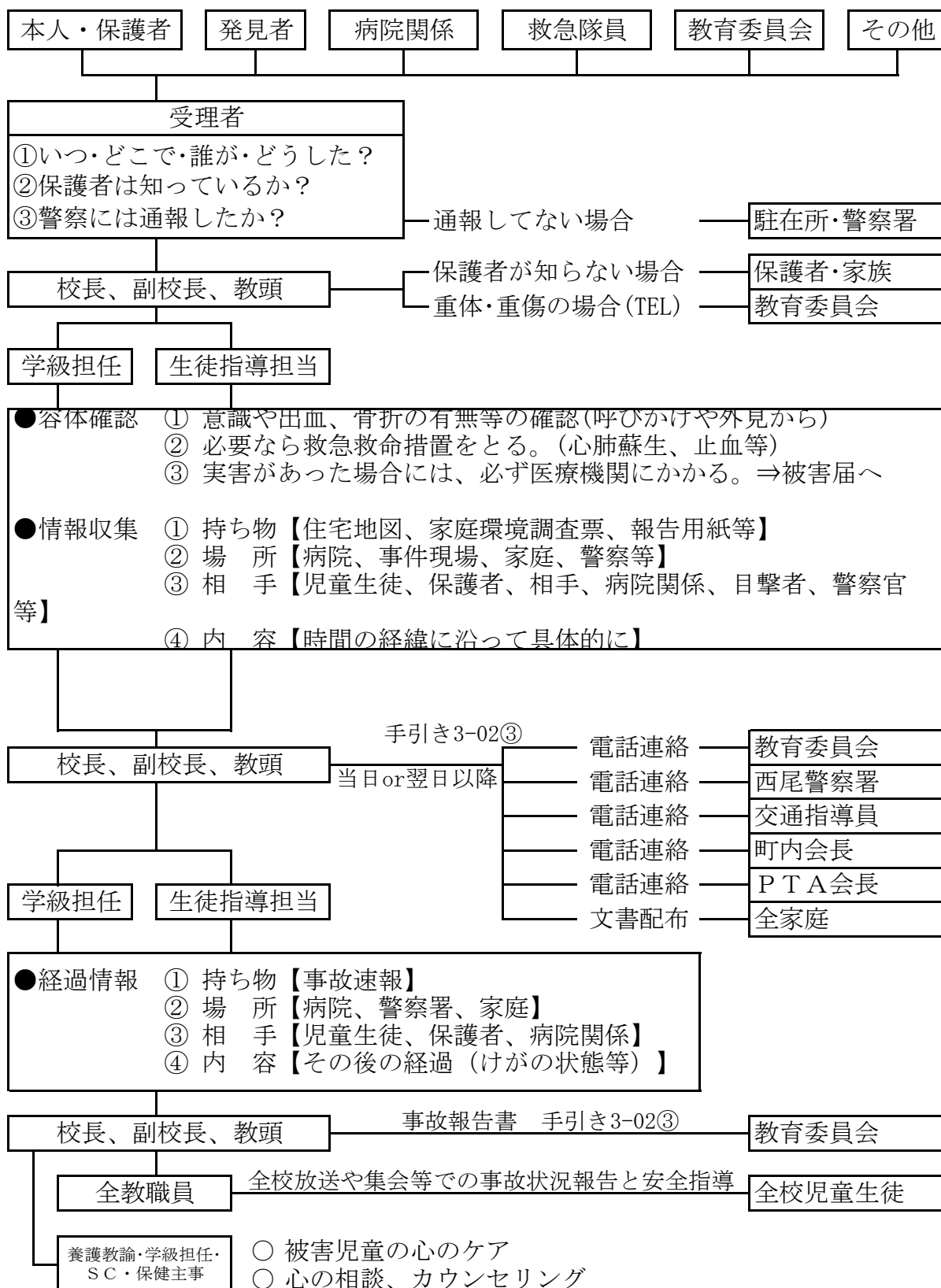
不審者が校外へ逃亡

関係機関への連絡…

駐在所
町内会長(島内放送依頼)
分遣所・消防団
東西渡船場

※いかなる場合であっても、警察と教育委員会に報告する。
通報文書…手引き3-02③をFAXする。

5 不審者 (2) 不審者によるいたずら・恐喝・傷害など



5 不審者 (3) 不審者が出現した場合の具体的な対応策

下校後、あるいは登下校中に、次のような事件が起こった場合

■ 事案のランク分け

●Aランク	・車から声を掛けられた。 ・通りすがりに声を掛けられた。 ・裸(性器)を見せられた。 ・カメラを向けられた。(含:撮られた疑い。)	身体や金品に 実害なし
●Bランク	・声を掛けられ、体の一部を捕まえられた。 ・車に乗せられそうになった。 ・(逃げたら)追いかけられた。 ・衣服や所有物を、汚されたり破損された。 ・脅され金品を取られた。	身体の接触や 所持品金銭に 実害あり
●Cランク	・刃物を見せて脅され、金品を奪われた。 ・体の一部を傷つけられた。(打撲・骨折・出血等) ・連れ込まれ、体を触られたり衣服を脱がされた。 ・車に乗せられ、別の場所に連れて行かれた。 ※これ以上の危害を被った場合は、全てCランク	身体の被害や 生命の危険を 感じる

■ 不審者情報

- 電話で教育委員会に速報
- 手引き3-03(3)を、学校教育課と西尾警察署(生活安全課)にFAX。
- 携帯メールへの発信は、保護者の了解が得られた場合行う。
- 学校教育課から、各校園へFAXで配信される。

■ 各ランクでの具体的な対応策

- Aランク
 - ①警察通報、巡回の依頼(発生場所:島⇒駐在所、島外⇒西尾警察署)
 - ②電話連絡 教育委員会 町内会長 PTA会長
(交通指導員 こども110番の家)
 - ③全家庭に警告文書の配付
(事案の概要、注意喚起、情報提供や子どもの見守り依頼)
 - ④登下校や部活動の制約なし
 - ⑤全校放送や集会で注意喚起の指導
- Bランク
 - ①警察通報、登下校時の巡視の依頼
 - ②・③⇒Aランクと同様
 - ④島内発生の場合、教師引率での一斉下校
 - ⑤島内発生の場合、必要に応じ部活動中止(当面、1週間程度)
 - ⑥全校放送や集会で注意喚起の指導
- Cランク
 - ①警察通報、登下校時の巡視の依頼、事件捜査の依頼
 - ②Aランクと同様
 - ③全家庭に警告文書の配付
(具体的様子、注意喚起、情報提供や可能な限りの出迎え依頼)
 - ④保護者引き取り(島っ子:体育館、しおかぜ:一色渡船場)
 - ⑤部活動中止(期限は、捜査の進捗状況を見て決定)
 - ⑥島内発生の場合、島内放送による注意喚起(後日、臨時回覧板)
 - ⑦全校放送や集会で注意喚起の指導
 - ⑧必要に応じ、昇降口や1階出入り口の施錠

※事情に応じ、携帯メールを配信し、情報の伝達及び対策の依頼を行う。

5 不審者 （４）学校に対する犯罪予告への対応策

1 犯罪予告の状況把握・対応

<電話>

- ・「いつ、どこで、どんなこと」をするのか、を正確に把握し、丁寧に対応する。
- ・相手方の特徴を控えておく（性別、年齢、声質や訛り、背後の音 等）。

<手紙・電子メール>

- ・警察、学校教育課へ報告するために保管する。
- ・状況を把握したら、すぐに校長（副校長・教頭）へ報告する。

2 児童・生徒の安全確保

- ・校長（副校長・教頭）の指示により、「いつ、どこで、どんなこと」の状況により、職員へ即時周知した後、児童・生徒を安全な場所へ移動させる。
- ・学校敷地内にとどまれないと学校が判断した場合は、児童・生徒を（開発センター）へ移動させる。
- ・状況によっては、保護者への引き渡しを行う。引き渡しを行う場所は、状況によって（開発センター）で行う場合もある。

3 報告

- ・校長（副校長・教頭）または、指示を受けたものは、警察（消防）へ通報する。
- ・校長（副校長・教頭）または、指示を受けたものは、学校教育課担当へ電話で一報を入れる。
- ・校長（副校長・教頭）または、指示を受けたものは、近隣小中学校等へ電話連絡をする。
- ・校長（副校長・教頭）は、電話報告の後、なるべく早く「学校に対する犯罪予告に係る報告様式」（別紙）に則って、学校記載部分を入力し、FAXと電子メールで学校教育課担当へ送付する。

4 児童・生徒の安全が確保された後

- ・避難している場合の帰校と授業再開及び教員の校内巡視については、警察の指示を受け、学校教育課へ電話連絡してから行う。
- ・保護者への周知、プレス対応は、学校教育課担当と相談の上、行う。また、全職員に外部へ発信することについての共通理解を図る。
- ・校長（副校長・教頭）または、指示を受けたものは、犯罪予告を受けてからの対応について、時系列でまとめておく。

5 その他

- ・児童・生徒が登校前であれば、状況によって登校を遅らせたり、臨時休校にしたりする。その場合は、警察の指示を受け、教育委員会へ電話連絡する。
- ・事後の児童・生徒に対する心のケアに努め、必要であれば、スクールカウンセラーへ相談していく。

6 器物破損・ボヤや放火の跡・窃盗・激しいいたずら

【器物破損】…ガラスなど校舎内外の物を壊す。落書き。放火。

【 窃 盗 】 …校舎内外の物を盗む。

【侵入】…校舎内に入り、物を散らかしたり激しくいたずらする。

発見者(児童生徒、地域の人、通行人等)

警察(駐在所)・消防署(分遣所・消防団)

受 理 者

- ①通報内容をメモする。（名前・通報時刻・発見時刻・状況・他の発見者等）
②カメラを持って現場へ行き、写真を撮る。※むやみに片づけない。
③児童生徒がいたら、遠ざける。
④次の場合は、現場を片づけて、校長・教頭・教務・校務に連絡する。
・ 器物の破損やボヤの跡等がなく、校舎外に花火や酒盛りのゴミが残っている。
・ 〃 〃 〃、運動場に車の轍がある。

校長、副校長、教頭

状況をよく見て

警察署(駐在所)

消防署(分遣所)

教育委員会

現場検証

校務

生徒指導担当

- | | | |
|-------|-------|-----------------|
| ●情報収集 | ① 持ち物 | 【校舎平面図・報告用紙】 |
| | ② 場 所 | 【現場】 |
| | ③ 相 手 | 【発見者・管理責任者・警察官】 |
| | ④ 内 容 | 【手引き3-21】 |

警察や消防と合同で行うこともある。

校長、副校長、教頭

速報 手引き3-08

教育委員会

訪問して

駐在所

回覧板で

島内住民

訪問して

町内会長

電話で

PTA会長

文書で

保護者

全教職員

- 教職員確認内容
 - ・学校にはできるかぎり私物を置かない。(お金や貴重品は絶対に)
 - ・帰りの会には確実に施錠をする。管理当番は施錠の確認をする。
 - ・火器やスプレー等は校舎内に保管しておく。
 - ・備品などに「校名」の記入、確認。
 - ・視聴覚機器やU S B等は、戸棚やカーテンで隠す。
 - ・早期に異変に気づくよう、日頃から整理整頓しておく。
 - ・施設の破損個所はできるかぎり早期に修繕しておく。
- 児童生徒への指導内容
 - ・学校には、決められたもの以外、私物を置かない。
 - ・整理整頓に心がける。
 - ・自分の物には記名をしておく。

7 暴風に関する警報 (1) 暴風・暴風雪警報発令…在校時

■ 事前の対策(翌日に警報発令が予想される場合)

○給食関係

- ・翌日以降の給食の実施について校長と副校長、教頭で決定する。
- ・中止の場合、栄養教諭(栄養職員)に知らせ、食材業者に対応を要請する。
- ・保護者に連絡する。(速報⇒すぐ〜る 詳細⇒文書)
- ・渡船欠航で授業がある場合は、しおかぜ分の給食は庶務課に連絡して、非常食を準備してもらう。(教務)

○施設関係

- ・校舎外にある飛ばされそうな物を避難させる。
- ・雨が吹き込みそうな所に、新聞紙を詰めておく。

○その他

- ・臨時休業に備え、翌日や翌々日の時間割を児童生徒に連絡しておく。
- ・渡船欠航に備え、各学年の学習内容をへき地派遣教諭と担任で確認しておく。

■ 警報発令

○下校方法判断

- ・安全に下校できると判断したときは緊急一斉下校。(教師引率)
- ・そうでない場合には、島っ子は体育館で保護者への引き渡し、しおかぜは教師が引率して渡船場まで行く。(車での輸送可)

○職員連絡・児童生徒への指示・保護者連絡

- ・校内放送で全職員を招集し、下校方法などについて指示する。(校務)
- ・保護者に、すぐ〜るで下校について連絡(引き取り依頼)する。
※すぐ〜る未登録の家庭へは、電話連絡する。各家庭に連絡がついたかを担任と教頭で確認する。
- ・渡船場の状況を聞くとともに、駐在所に臨時下校について知らせる。

■ 臨時下校(保護者への引き渡し)

○準備

- ・体育館の開場(風雨の状況を見て、開放する出入り口を決める。)(校務)
- ・児童生徒には緊急避難カードを掛けさせる。(校務)
- ・児童生徒引き渡し名簿と学校用携帯を用意しておく。(校務)

○一次避難

- ・担任は、靴や雨具を持たせ体育館に引率する。
- ・人員点呼。担任→副校長or教頭→校長
- ・集団下校(保護者への引き渡し)開始。
※引き渡しの場合、名簿に時刻と引き取り者のサインを記入する。(教頭)
- ・島っ子が集団下校の場合、職員が引率し帰宅を確認する。
- ・しおかぜの引率者は、一色渡船場で引渡し名簿を使用して保護者に引き渡す。

○下校確認

- ・引率職員は、担当した全ての児童生徒の下校(引渡し)が完了したら、教頭に電話連絡する。全児童生徒が完了したら教頭は校長へ報告する。

■ 学校待機(下校時に大雨特別警報発令の場合)

○大雨特別警報が発令

- ・学校待機か保護者への引き渡し、下校方法を三役で検討する。
- ・すぐ〜るで下校方法を保護者に伝達する。(未登録家庭には電話連絡)

○大雨特別警報が解除

- ・職員が下校路の危険状況を確認する。
- ・職員が引率して、島内の下校や渡船場への移動をする。

7 暴風に関する警報 (2) 暴風・暴風雪警報発令…登校前

■ 児童生徒の登校判断

午前 6 : 0 0	警報発令中	・その日は「臨時休校」となり、登校しない。 ・家の外には出ず、家庭学習を行う。
	警報が解除	・通常の時刻に登校する。 ※渡船欠航中⇒P 15

■ 職員の勤務

- ・暴風(暴風雨)警報が発令されて、臨時休校となった場合でも、島にいる職員は通常の勤務を行う。自宅の被害状況や交通状況により出校できない場合には、その旨を速やかに教頭に報告する。
- ・出校した職員は、速やかに校舎内外の点検を行い、校長と教頭に報告する。
※風雨が強い場合、被害があっても復旧作業は見合わせる。
- ・渡船が欠航の場合、島にいない職員は自宅待機となる。渡船の運航状況に注意し、運行が再開されたら速やかに出校する。

○非常勤講師、教育補助者、調理員について

- ・児童生徒同様、午前6:00に警報が発令されている場合、勤務なしとする。
- ・警報が解除されても、7:40便の渡船が欠航の場合、同様に勤務なしとする。

○AET・学校司書・SC・各アドバイザー等の来校者について

- ・午前6:00に警報発令中の場合、教育委員会に「来校なし」の確認をする。
- ・7:40便の渡船が欠航の場合、教育委員会に連絡し指導を受ける。
- ※どちらの場合にも、教頭が問い合わせ、教育委員会から連絡してもらう。

【非常配備についた場合】



8 渡船欠航 (1) 渡船欠航…在校時

■ 欠航の目安 (目安なので、正式には渡船場に確認する)

強 風	高 波	視界不良	その他
風速 16m/秒	波高 1.0m	視界 500m	大津波警報発令 津波警報発令 海上に関する警報 の発令など
台風や熱帯低気圧の接近や通過直後 暴風(暴風雪)警報発令 含:特別警報 波浪警報発令 含:特別警報		濃霧注意報発令 大雪警報発令 含:特別警報	

※ 運航予定時刻の、早くても30分前にならないと正式な情報は得られない。

■ 欠航の情報を入手

○東港発「8:30便・10:10便 が最終便になる」場合

基本的 な考え	給食を非常食に切り替え、しおかぜ児童生徒は一色支所へ移動する。
------------	---------------------------------

- ① 全職員に連絡し、以降の動きについて確認する。
 - ・教務…一色支所での学習になりそうな場合は、移動後の学習内容をまとめる。
 - ・担任…翌日の学習内容の連絡をする。
 - ・栄養…給食調理の中止と調理員の帰宅の連絡。業者への連絡。
- ② 保護者や関係者への連絡をする。
 - ・教頭…しおかぜの移動と非常食切り替え、午後3時頃の下校（暴風警報が発令されなければ）を保護者に連絡。（すぐ～る配信、電話）
教育委員会と一色支所、駐在所に同様の連絡。
※必要に応じて、一色町公民館には3階学習室の利用の依頼。
食事ができるコンベンションホールがよい。2部屋押さえる。
- ③ 非常食の準備をする。
 - ・島っ子の分としおかぜの分を分けて用意する。（しおかぜ分は持ち出す）
- ④ 職員が引率してしおかぜ児童生徒は移動する。
 - ・西港が封鎖されている場合は、東港から渡船に乗る。
※中学生が自転車で移動した場合、次の登校時は東港で下船する。
 - ・一色渡船場からは、タクシーを利用して移動する。
- ⑤ しおかぜは一色支所1階の会議室で学習する。
 - ※復習を中心に進め、学習内容に多少のずれがあってもよい。
- ⑥ 渡船の運行状況を確認する。
 - ・佐久島行きの渡船出発30分前になったら、一色渡船場に出港の確認する。
※13:40便まで確認する。
 - ・渡船が再開されたら、学習を切り上げ、渡船に乗って学校に向かう。
※その場合には、保護者と教育委員会にも連絡する。
 - ・一色支所から一色渡船場までの移動は、市バス又はタクシーチケットの使用。
学校教育課、庶務課に連絡予告して、使用する。（副校長）
- ⑦ 暴風警報が発令されたら、学習をやめ児童生徒を下校させる。
 - ・保護者にメールや電話で連絡する。
※下校（しおかぜは引き取り）時刻、昼食（非常食）を食べたかなど。
※島っ子…職員引率、しおかぜ…保護者引渡し
- ⑧ 12:30頃に昼食（非常食）を食べる。
 - ・しおかぜは、一色支所に依頼しお湯を作らせてもらう。
※ごみは職員が持ち帰る。

- ⑨ 風雨の状況を見て下校時刻を判断する。
- ・午後3時を目安に、風雨が強くなりそうなら早める。
 - ・30分前までには保護者に連絡する。(しおかぜは引き取りの依頼)
- ⑩ 全児童生徒を下校させたら、職員は待機する。
- ・島内職員…学校、島外職員…自宅
- ※勤務時間内はいつでも対応できるようにしておく。

○東港発「12:30便 が最終便になる」場合

基本的な考え	昼食(給食or非常食)を食べ、しおかぜ児童生徒は一色支所へ移動する。
--------	------------------------------------

☆8:30便・10:10便最終の場合との違い

- ・給食対応 …調理状況を確認し、可能な範囲で調理を早め、配食できるようにする。
- ・非常食対応…情報入手が早く、しおかぜの移動に間に合うようであれば、全員、学校で食べる。そうでなければ、しおかぜは一色支所へ移動してから食べる。

○東港発「14:50便 が最終便になる」場合

基本的な考え	学習を取りやめ、一斉下校(保護者引渡し)をする。
--------	--------------------------

- ① 全職員に連絡し、以降の動きについて確認する。
 - ・担任…翌日の学習内容の連絡をする。
 - ・栄養…調理員の帰宅の連絡。
- ② 保護者や関係者への連絡をする。
 - ・教頭…保護者へ、下校(しおかぜは保護者引渡し)の連絡をする。教育委員会と駐在所に同様の連絡。
- ③ 全児童生徒を下校させたら、職員は待機する。
 - ・島内職員…学校、島外職員…自宅

※勤務時間内はいつでも対応できるようにしておく。

○東港発「17:15便 が最終便になる」場合

基本的な考え	通常通りの下校をする。
--------	-------------

☆延長部活を計画していた場合は、中止し、その旨を保護者に連絡する。

8 渡船欠航 (2) 渡船欠航…登校前

■ 事前の対応

- 「7 暴風に関する警報」の事前の対策（P11）と同様
- 台風や低気圧の接近または通過後の強風により、渡船が欠航になる可能性がある場合には、6:30便の運航状況を調べ、前日に対応案を検討しておく。

■ 欠航の情報を入手

- ① 教頭が、職員に勤務についての連絡をする。
 - ・島内職員 …通常通り勤務し、島っ子の学習を担当する。
 - ・島外職員 …一色支所で、しおかぜの学習を担当する。
 - ・非常勤講師…勤務を解除し、休みとする。
 - ・調理員 …給食を予定している場合、自宅待機し9:30便が出なければ勤務なしとする。9:30便が運航される場合は勤務し業務に入る。給食を予定していない場合には、勤務なしとする。
- ② 保護者や一色支所、教育委員会に連絡する。
 - ・保護者 …しおかぜは一色支所に移動して学習する。
給食は非常食で対応する。
渡船が13:40までに再開したら登校し、通常時刻で下校する。
暴風警報が発令されなければ午後3時頃下校する。
※しおかぜは、一色支所で保護者へ引き渡す。
 - ・公民館 …学習室利用の依頼をする。（非常口の守衛）
- ③ 職員が引率してしおかぜ児童生徒を一色支所に移動させる。
 - ・一色渡船場からは、市バス又はタクシーを利用して移動する。
- ④ しおかぜは一色支所1階の会議室で学習する。
 - ・前日までにあらかじめ授業の内容と時間割を準備する。（教務）
※復習を中心に進め、学習内容に多少のずれがあってもよい。
- ⑤ 渡船の運行状況を確認する。
 - ・佐久島行きの渡船出発30分前になったら、一色渡船場に確認する。
※13:40便まで確認する。
 - ・渡船が再開されたら、学習を切り上げ、渡船に乗って学校に向かう。
※その場合には、保護者と教育委員会にも連絡する。
- ⑥ 暴風警報が発令されたら、学習をやめ児童生徒を下校させる。
 - ・保護者にメールや電話で連絡する。
※下校(しおかぜは引き取り)時刻、昼食(非常食)を食べたかなど。
※島っ子…職員引率、しおかぜ…保護者引渡し
- ⑦ 12:30頃に昼食(非常食)を食べる。
 - ・しおかぜは、一色支所に依頼しお湯を作らせてもらう。
※ごみは職員が持ち帰る。
- ⑧ 風雨の状況を見て下校時刻を判断する。
 - ・午後3時を目安に、風雨が強くなりそうなら下校を早める。
 - ・30分前までには保護者に連絡する。(しおかぜは引き取りの依頼する)
- ⑨ 全児童生徒を下校させたら、職員は待機する。
 - ・島内職員…学校、島外職員…自宅
※勤務時間内はいつでも対応できるようにしておく。

9 火災 (1) 在校時

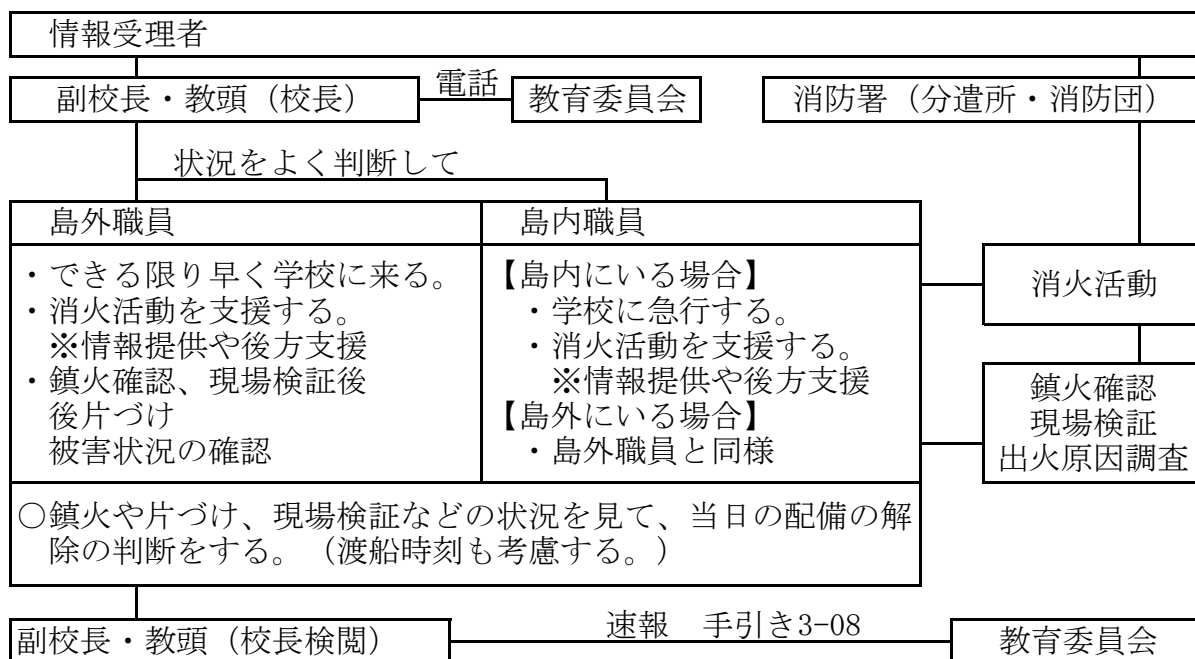


9 火災 (2) 夜間や休日など閉校時

■ 火災防止のための事前の対策

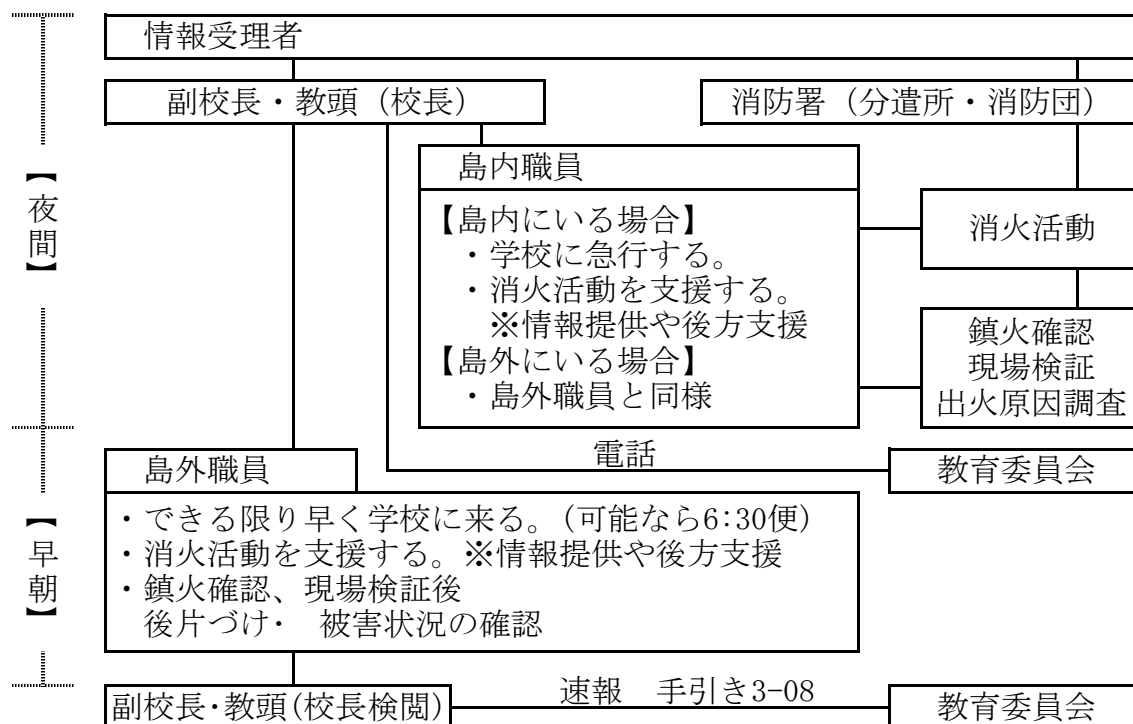
- ガス器具や加熱器具に破損がないかを定期的に点検する。
- 消火設備の使用方法を研修しておく。
- 児童生徒だけで火器を扱わないようにしておく。

■ 休日発生時の対応



- 以降の対応は「在校時」の対応（P 15）と同様

■ 夜間発生時の対応



- 以降の対応は「在校時」の対応（P 15）と同様

10 地震（１）地震発生…在校時

■ 緊急地震速報について

- 「緊急地震速報」とは
 - ・ 発生した地震のP波を感知し、瞬時にS波の到達時刻を算出して当該地域に情報を流す。
 - ・ 予想される地震の大きさによって「特別警報」「警報」に分けられる。
 - ・ 情報が出されてから数秒～数十秒でS波（最大震度の揺れ）が到達する。
※状況によっては、速報より早くS波が来ることがある。
- 速報の受信方法
 - ・ スマホ、TVやラジオ（電源ON時）

■ 地震時の避難について

緊急地震速報	地震発生
受信者	担任・指導者
【他の職員と協力しての一時避難指示】 ・ 直ちに、児童生徒に身を守るよう指示する。 校舎内…教室の机の下に入り、頭を守り、脚を持つ。 （視音室：長机、体育館：中央） 校舎外…建物から離れ、シェイクアウト姿勢をとる。 ・ 職員も一次避難する。 ※緊急地震速報後地震が発生しなくても、3～4分は一時避難を維持する。 （震源域が0km～400kmの距離にあるため。） ※地震が発生しても、すぐに余震が発生する可能性がある。 【二次避難指示】 ① けが人等の確認 ・ 救命や止血が必要な場合は、直ちに処置を行う。 ※余震を考え、運動場へ運べそうなら、運び出して処置する。 ② 運動場への二次避難指示・誘導 ・ クッションで頭部を保護し、廊下に整列させる。 ・ 教室に残っている者がいないか確認する。 ※放課などの場合、トイレにも児童生徒がいないか声を掛ける。 ・ 教師が先導して運動場へ移動する。 ※経路が崩落物で遮断されていないか、出火が見られないか確認する。 ・ 保健室にいる児童生徒は、養護教諭が避難させる。 【人員点呼・不明者搜索】 ① 人員点呼 ・ 運動場に集合したら、学年ごとに並べ、人員の確認をする。 担任→副校長（教頭）→校長 ※けが人や不明者の情報も含めて報告する。 ※教職員の避難についても必ず確認する。 ② 不明者搜索 ・ 行方不明者がいた場合、余震に注意しながら搜索する。	
【情報収集】 ① 地震に関する情報収集 ・ スマホなどで、震源地や規模、津波に関する情報を収集する。 ② 情報から津波避難の判断	

■ （大）津波警報発令の場合

大津波警報（波高3m以上）・津波警報（1～3m）の発令…防災行政無線、スマホ等

【津波避難指示】

① 避難準備

- ・児童生徒にライフジャケットを着用させる。
- ・避難経路を確認する。（土砂崩れなどで遮断されていないか）
- ・救急箱、児童生徒連絡票などを持ち出す。

② 津波避難（校舎2F視音室へ 地震発生後、30分以内の完了を目安とする。）

- ・先導職員→児童・生徒→最後尾職員の順で列になり避難する。
- ※歩行が困難な児童生徒は、職員が背負い列の後方で避難する。

【人員点呼・避難体制維持】

① 二次避難と同様の伝達方法による報告

② 警報解除までの避難体制維持

- ・スマホなどで津波警報の情報に注意する。
- ※東日本大震災では、41時間後に警報が解除され注意報に切り替わった。
- ・渡船の運行状況や西尾市の他地域の被害情報など可能な限り入手する。
- ・可能なら、安否を含めた児童生徒の状況を保護者にすぐ～る配信する。

■ 津波警報の解除（津波注意報への切下げ）

【津波避難解除】

① 人員点呼・移動

- ・避難者に全員いるか確認の点呼をする。
- ・避難所の学校が安全か確認する。（遺体等があれば職員で移動させる。）

② 児童生徒の保護者への引き渡し

- ・島っ子の家族に呼びかけ、学校で児童生徒を引き渡す。
- ・しおかぜは、渡船または陸への移動が可能になり次第、保護者へ引き渡す。
- ・家族と連絡が取れなかった児童生徒は、学校で避難生活を送る。

■ 「避難所運営マニュアル」を参照する

■ 臨時休校について

次のような場合には、正常に授業ができないので臨時休業とする。

●地震による影響

- ・校舎が倒壊したり、ガラスが割れて飛散したりして安全が保てない。
- ・校舎の壁や天井に亀裂があり、余震によって崩落の可能性がある。
- ・避難所が開設され、教室等で避難者が生活している。
- ・ライフラインが途絶し、給食を含めた学校生活がおくれない。

●渡船による影響

- ・渡船が運休され、教職員や児童生徒が登校できない。

保護者への連絡は、次のようにする。

① 学校メールによるメール配信→電話確認

② 指定避難所を介した連絡（電話or訪問）

※PTA総会などで、事前に保護者に連絡しておく。

10 地震（２）地震発生…登校前・登下校中

■ 登校前（下校後）に発生の場合

地震発生	
大地震によって、家屋の損壊や交通の混乱、渡船の運休などの状況が発生した場合や、大津波警報が発令された場合は、登校を見合わせるように事前に保護者に文書等で知らせておく。	
副校長 被害や影響が生じた可能性がある と判断した場合	① 被害状況等の確認（可能な範囲で行う） ・ 島内職員に連絡し、学校の被害状況を確認する。 ・ 津波による渡船場の被害や渡船の運行予定を確認する。 ② 校長への報告・学校開閉と職員の勤務についての確認 ※職員の勤務…臨時休校となった場合でも、自分や家族の安全が確保できたら勤務し、避難所運営の協力や学校再開に向けた活動に従事する。 ※渡船の運休…自宅や避難所で待機し、随時、渡船の運行状況を確認し、再開したら速やかに勤務する。 ③ 保護者や職員への連絡 ・ 児童生徒の安否を確認し、学校の開閉について連絡する。 学校メールでのメール配信→電話連絡 ・ 職員の安否を確認し、勤務や待機について連絡する。 ※児童生徒と職員の安否確認の状況を校長に報告する。
島内職員	① 避難所運営協力 ・ 「避難所運営マニュアル」の提供。 ・ 鍵の貸し出しや物資の保管場所の伝達。 ※避難所運営の代表は住民の中から選出する。 ② 情報の収集 ・ 避難所の状況を校長、教頭に報告する。 ・ 渡船の運行再開や児童生徒の状況の変化があれば報告する。
島外職員	① 自宅(避難所)待機 ・ 渡船の再開まで待機する。（運行状況に注意する。） ※渡船以外で佐久島と往来できる情報を得たら連絡し合う。 ② 学校への移動・避難所運営協力 ・ 渡船が再開し、自分や家族の安全が確保できたら勤務し、避難所運営の協力や学校再開に向けた活動に従事する。

■ 登下校中に発生の場合

○島内児童生徒（島っ子）について

基本的な考え	自宅に帰り、家族とともに地域住民として非難する。ただし、学校周辺にいた場合は、学校に行き教職員の指示で避難する。
島内職員	① 一次避難・二次避難・情報収集 ・ 自分の身を守った後、運動場へ二次避難する。 ・ 津波警報が発令されていないか確認する。 ② 津波避難誘導 ・ 警報が発令された場合、学校に来た児童生徒を含めた避難者を校舎２Fへ誘導する。

○島外児童生徒（しおかぜ）について

基本的な考え	学校周辺 …学校に行き、職員の引率で避難 渡船場周辺…集団で山に避難（引率教員が即時駆けつける） 渡船乗船中…津波の危険がなくなった後に寄港した港から避難
島内職員 渡船引率 職員	① 一次避難・二次避難・情報収集 ・自分の身を守った後、津波警報が発令されていないか確認する。 ② 津波避難誘導（津波警報が発令された場合） 【渡船乗船時】 ・津波をやり過ごした後、佐久島に着いた場合は学校へ避難し、一色港に着いた場合、保護者への引き渡しを行う。 【児童生徒が島内にいる時】 ・児童生徒と合流し、近くの山に避難する。 【一色渡船場にいる時】 ・保護者がいれば保護者に引き渡し、保護者がいない場合は、児童生徒を連れて、安全な場所に避難する。

■ 予想される南海トラフ地震の想定（佐久島関係）

- 震度…6強（佐久島は想定震源域に入っている。震度5以上が約2分間続く。）
- 津波…最大波高 3～4m（1時間以内）
- 様相…
 - ・空き家や耐震補強されていない家屋が多いため、木造の住宅のほとんどが倒壊または半壊の被害となることが予想される。
 - ・家屋の倒壊により住宅の中に閉じ込められ、避難できない人が相当数見込まれる。また、避難経路が寸断され、避難に時間がかかる。
 - ・火災が発生した場合、密集した家屋と狭い道路のために消火が困難となり、集落全体への延焼が予想される。
 - ・休日や長期休業中は観光客が多く、避難者数が増大する。
 - ・津波によって佐久島だけでなく一色の渡船場の壊滅が予想されるため人や物資の海上輸送が困難となり、避難所運営に支障が生ずる。

■ 南海トラフ地震に関する情報（臨時）について

●発表条件

- | |
|---|
| ① 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
② 観測された現象を調査した結果、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合
③ 観測された現象を調査した結果、南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではないと評価された場合 |
|---|

●対応の基本的な考え方

それ以降のさらなる情報に注意しながら、教育活動は継続する。

11 大津波警報・津波警報・津波注意報発令

■ 津波に関する警報・注意報について

●発令区域

「伊勢・三河湾」が対象

●各警報・注意報について

	津波注意報	津波警報	大津波警報
予想波高	20 cm～1 m	1 m～3 m	3 m以上
渡船の運航	運航	運休	
学校	通常通り	臨時休校	

●登校後に発表された場合の対応（臨時休業とする学校の対応）

津波警報・津波警報発表の場合

津波避難行動をとる。

※警報が解除され安全が確認された後、保護者による児童生徒の引き取り、または職員の立哨等による生徒の安全に配慮した下校を行う。
（市防災対策本部からの情報は、市教委を通して連絡される）

※大きな被害があった場合は、引き続き避難行動を継続する。その場合、教育委員会からの連絡があるまで臨時休業とする。

津波注意報発表の場合

臨時休業としない学校も、校区に海岸線のある学校は、保護者による児童生徒の引き取り、または職員の立哨等による生徒の安全に配慮した下校を行う。

※通学路に海岸線あり危険が予測される場合、児童生徒を学校にとどめる。

●登校前に発表された場合の対応（臨時休業とする学校の対応）

午前6時以前に大津波警報・津波警報（津波注意報）が解除され、被害がなかった場合

通常の開始時刻（午前8：10）より、授業等を開始する。

午前6時に大津波警報・津波警報（津波注意報）が解除されなかった場合

その日の授業は「なし」として、自宅で学習等をする。

※警報等が解除され授業が開始される場合でも、通学路等に危険箇所がある時には、無理に登校せずに見合わせる。その場合、できるだけすみやかに学校に連絡する。

※大きな被害があった場合は、教育委員会または学校からの連絡があるまで臨時休業とする。

※児童生徒・教職員は、警報等の状況により避難行動をとる。

※（津波注意報）は必要な学校のみ記述する。

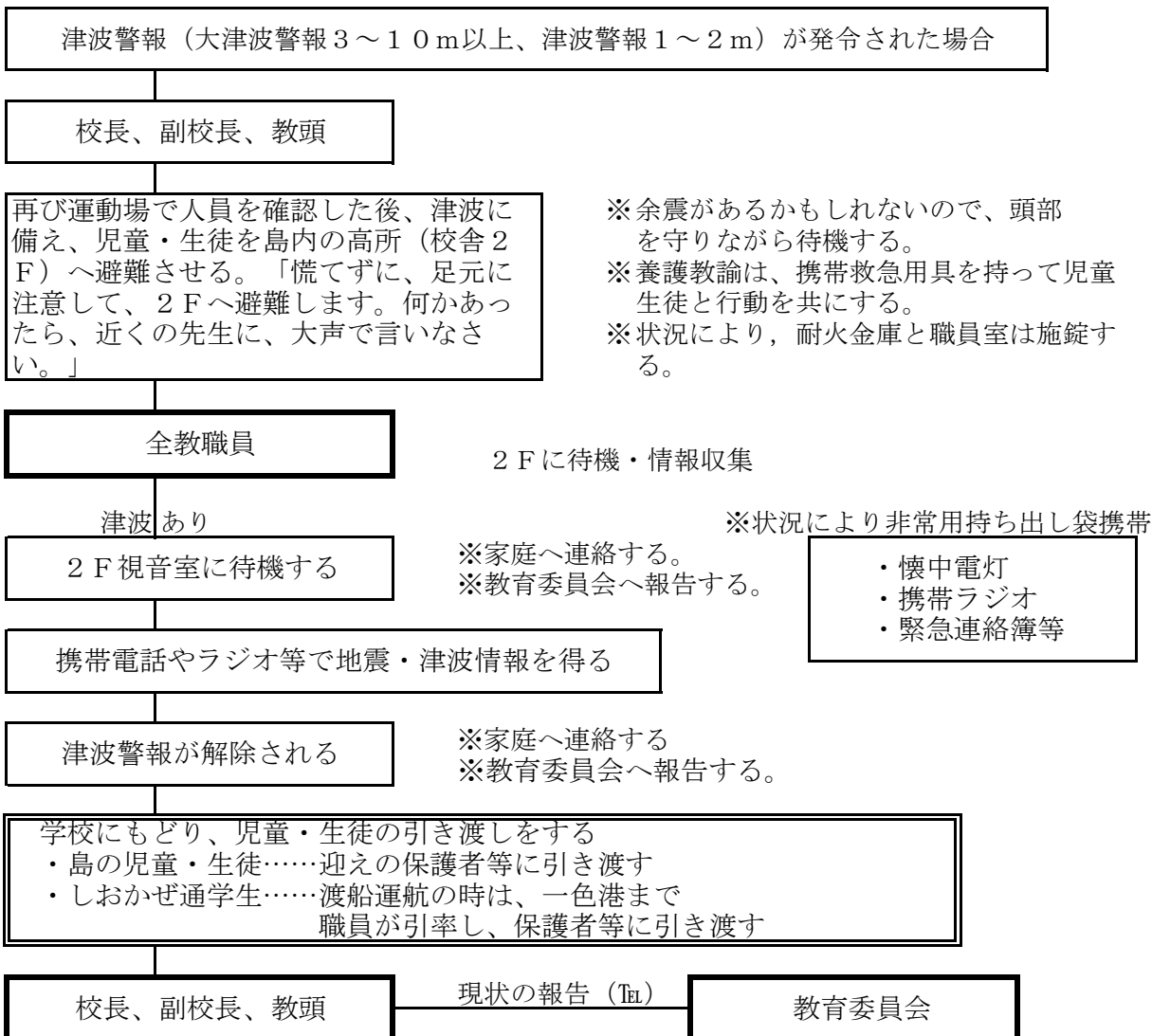
※津波警報・大津波警報が発表された場合は、市職員により学校施設に避難所が開設される場合がある。

参考：西尾市の対応

- ・津波注意報が伊勢・三河湾に発表されたとき
第1次非常設備となる。避難勧告を出すことはしない。沿岸部に近づかないよう防災無線や広報車で呼びかけを行う。
- ・津波警報・大津波警報が伊勢・三河湾に発表されたとき
第2次非常設備となる。

11－(1) 津波（児童生徒の登校後）

大地震が発生した場合に津波が来ることが予想される。津波警報が発令された場合は学校から児童・生徒を下校させない。このことは事前に文書で知らせておくこと。



※校舎が多大な被害をうけた場合
 安全な場所へ避難・待機し、状況に応じて避難所の設置
 ・防災備蓄倉庫より必要な物品を運び出す。

※学校が避難所として開設する場合
 必要ならば、運動場南又は体育館に避難場所の設置
 ・防災備蓄倉庫より必要な物品を運び出す。
 ・校舎内より必要な物を運び出す。
 ・可能ならば南倉庫より、テントを運び出す。

※津波注意報（0.5m以下）は、情報に留意し普通の活動を続ける。
 ・渡船は、普通通り運航

11－(2) 津波（児童生徒の登下校中）→8－(1)に準ずる。

11－(3) 大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された

津波の被害が予想される地域では、大津波警報・津波警報発表時は臨時休業となり、保護者による児童生徒の引き取り、または職員の立哨等による生徒の安全に配慮した下校が原則。

(1) 臨時休業の判断

大津波警報（3 m＜高さ）津波警報（1 m＜高さ≤3 m）発表の場合 校区に海岸線のある学校、河川遡上など津波被害の可能性のある学校で臨時休業とする。 津波注意報（20 cm＜高さ≤1 m）発表の場合 校区に海岸線のある小中学校で臨時休業とすることができる。
--

(2) 登校後に発表された場合の対応（臨時休業とする学校の対応）

大津波警報・津波警報発表の場合 津波避難行動をとる。 ※警報が解除され安全が確認された後、保護者による児童生徒の引き取り、または職員の立哨等による生徒の安全に配慮した下校を行う。 （市防災対策本部からの情報は、市教委を通して連絡される） ※大きな被害があった場合は、引き続き避難行動を継続する。 その場合、教育委員会からの連絡があるまで臨時休業とする。 津波注意報発表の場合大津波警報・津波警報発表の場合 津波避難行動をとる。 ※警報が解除され安全が確認された後、保護者による児童生徒の引き取り、または職員の立哨等による生徒の安全に配慮した下校を行う。
--

(3) 登校前に発表された場合の対応（臨時休業とする学校の対応）

●午前6時以前に大津波警報・津波警報（津波注意報）が解除され、被害がなかった場合 通常の開始時刻（午前8：10）より、授業等を開始する。
●午前6時に大津波警報・津波警報（津波注意報）が解除されなかった場合 その日の授業は「なし」として、自宅で学習等をする。 ※警報等が解除され授業が開始される場合でも、通学路等に危険箇所がある時には、無理に登校せずに見合わせる。その場合、できるだけすみやかに学校に連絡する。 ※大きな被害があった場合は、教育委員会または学校からの連絡があるまで臨時休業とする。 ※児童生徒・教職員は、警報等の状況により避難行動をとる。 ※（津波注意報）は必要な学校のみ記述する。 ※津波警報・大津波警報が発表された場合は、市職員により学校施設に避難所が開設される場合がある。

参考：西尾市の対応

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・津波注意報が伊勢・三河湾に発表されたとき
第1次非常配備となる。避難勧告を出すことはしない。沿岸部に近づかないよう防災無線や広報車での呼びかけを行う。・津波警報・大津波警報が伊勢・三河湾に発表されたとき
第2次非常配備となる。 |
|---|

(※) 地震の避難訓練(参考資料)

■「地震対応」 ・地震対応は、次の地震避難訓練に準ずる

1 訓練の概要

- (1) 校内放送で、児童・生徒に地震発生を知らせる。
- (2) 机の下に身をかくす。
- (3) 「避難開始」の合図で、上履きのまま避難する。
- (4) 運動場の避難場所に集合したら人員点呼し、異常の有無を確認し報告する。
- (5) ライフジャケットを身につける。
- (6) 津波警報 11 大津波警報・津波警報・津波注意報発令 へ

2 訓練の方法

・地震発生から避難開始

(1) 非常ベルの合図

放送(教頭)「訓練、地震発生、机の下に隠れなさい。」(繰り返す)

授業担当者 確認と指示(机の下、無言等)

(2) 放送(教頭)「揺れがおさまりました。児童・生徒は、近くの階段・玄関 非常口より避難して下さい。」

授業担当者 「机の下から出て、ヘルメット(浮クッション等)で頭を
保護して、体育館シューズを持って、静かに避難しなさい。」

*避難経路を簡単に指示する。

(例)「一列で近くの階段から避難しなさい。」

「頭を保護しなさい。」 「無駄口をしない。」 等

3 避難経路について

- (1) 2階の児童・生徒は、近くの玄関より避難する。
- (2) 1階の各教室・職員室・体育館等は、運動場側の非常口より直接避難する。
- (3) 決められた運動場の避難場所より、校舎2Fに移動する。

4 避難時の諸注意

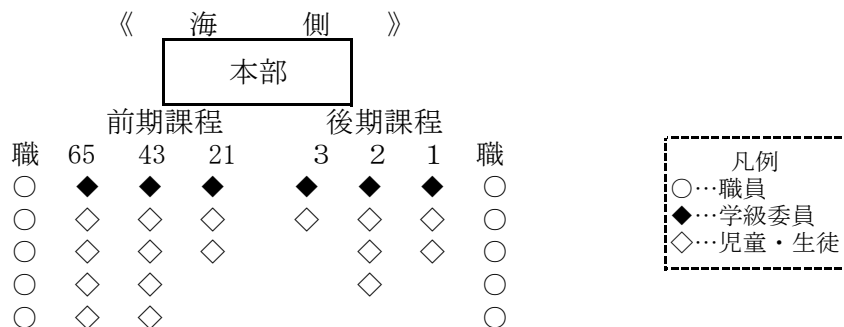
- (1) スリッパのまま、ヘルメット(浮クッション等)で頭を保護し
一列縦隊で避難する。
- (2) 無駄口をせず、前の人を押さない。
- (3) 危険と思われる物には近寄らない。
特に窓ガラス(廊下や出入口は要注意)・蛍光灯・家具等に気をつける。
- (4) 廊下は走らず早足で避難し、運動場に出たら駆け足で集まる。
- (5) 最後の先生が全員避難を確かめ、昇降口を閉める。

5 避難場所で行うこと

- (1) 運動場の避難場所に着いたら、海側方に向いて、学級ごとに整列する。
- (2) 担任は、学級の人員を点呼し、異常の有無を担当に、さらに担任は、
本部へ連絡する。

6 整列の方法(各学年1列縦隊)

- (1) ・避難場所……運動場南



- (2) 各 係(1年間固定とする。)

本部・校長	通報係…副校長・教頭・主幹
	警備係…教務主任・栄養職員
	消火係…各担任
	搬出係…校務主任・事務職員
	誘導係…各担任
	救護係…養護教諭

(3) その他

- ・非常時に持ち出す物（非常用持出袋、防災備蓄倉庫の鍵）

7 地震時の心構え

(1) いざという時、必ず守ろう（※実際に揺れているときは、しゃがんでしまい動けない。）

- ・あわてない
- ・火の始末をする
- ・外へ飛び出さない
- ・デマにまどわされない
- ・大人や係の人の指示に

(2) 地震が起これたら

《学校では》

- ・教室にいるとき……黙って机の下に入り、ゆれのおさまるのを待つ。
- ・廊下にいるとき……近くの教室に入り、机の下に入る。机の下に入れないときは本・カバンなどで頭をおおい、落下物から身を守る。
- ・階段にいるとき……手すりをしっかりつかむ。手すりがないときは、かけおりることなく、しゃがんで待つ。
- ・体育館にいるとき…ギャラリーの下の壁ぎわに行く。移動できないときは、電灯の下を避けてしゃがむ。
- ・外庭にいるとき……できるだけ建物やへいなどから離れ、広い場所で、しゃがんで待つ。

《家庭では》

- ・まず火の始末をする。あわてて外に飛び出さない。
- ・じょうぶな家具に身を寄せる。窓ガラスから離れる。
- ・2階にいるときは、下におりないで、ゆれのおさまるのを待つ。
- ・落下物から身を守るため、座ぶとんなどで頭をおおうとよい。大きい地震で家が倒れる心配があるときは、すぐ戸外の広い場所に出る。

《登下校の途中や外出先では》

- ・建物やブロックべい・電柱・看板などの近くを歩いているときは、そこから離れカバンなどで頭をおおう。ビルや地下街の中にいるときは、あわてて出口に走らない。エレベーターは危険なので使用しない。
- ・急斜面の山やがけの近くでは、山ぐずれやがけぐずれが心配、すぐ離れるようにする。
- ・海岸では、小さなゆれでもすぐに海辺から離れ、安全な場所へ避難する。

(3) 避難のしかた

《学校では》

- ・ゆれがおさまったら、先生や校内放送などの指示にしたがって、決められた避難場所へ移動する。このとき、次の四つを守ること

押さない！ 走らない！ しゃべらない！ もどらない！

- ・避難場所に集合したら、すぐに人数とけが人の有無を確かめる。

《家庭では》

- ・ゆれがおさまったら、家の人と安全な場所へ避難する。このとき、荷物は必要最小限にする。
- ・家の人がいないときは、近所の人と避難する。
- ・避難のときは、仕事の役割を受け持ち、火の始末や電源・ガスの元栓を確認したり、非常持出品を持ったりする。
- ・警察官・消防署員などの指示にしたがって行動し、互いに助け合う。
- ・家庭で、避難場所はどこか確認しておくとうい。

12 熱中症



13 アナフィラキシーショック

■事前の対応

- (1) 就学前及び年度当初の把握を徹底し、その結果を教育委員会へ報告する。
(学校給食における食物アレルギー対応に関する基本方針 手引き3-11⑨)
- (2) 毎月の給食確認の手順を徹底する。あわせて、以下の点に留意する。
(学校給食における食物アレルギー対応に関する基本方針)
 - ・保護者との面接により、献立表だけではなく必要に応じて原材料表の保護者確認を行う。また、アレルギー症状を発症したときの対応方法を確認する。
 - ・加工品の発注の際に原材料の確認を複数で行う。
- (3) 毎学期はじめに、全職員で対象児童生徒の確認を行う。
- (4) 食物アレルギーに関する研修会へ積極的に参加する。
- (5) 抗アレルギー内服薬、エピペンの所在と使用方法を職員で共通理解し、研修を行う。
- (6) 給食時以外にも、授業での調理や宿泊行事など、児童生徒が食品を摂るときに、食品の原材料を確認することを徹底する。

■事故発生時の対応

- (1) 食事中に児童生徒が違和感を訴えたときは、その時点で食事を中断させる
安静にさせるとともに、すぐに養護教諭に連絡し、対応にあたる。
- (2) 食事後に児童生徒が違和感を訴えたときは、すぐに管理職、担任、
養護教諭、栄養教諭に連絡するとともに、現場で安静にする。
- (3) 明らかに誤食をしてしまった場合、保護者の承諾を得て抗アレルギー内服薬を
投薬する。エピペンの処置を行った場合は必ず救急車を要請する。
※児童生徒の様子から、明らかに処置が必要な場合は、保護者への連絡と
エピペン処置、119番を優先する。
- (4) 保護者へ連絡し対応を再確認し、継続的に児童生徒の様子を観察する。
- (5) 管理職へ連絡すると同時に、調理室・給食センターなどに原材料を確認する。

■発生後の対応

- (1) 医療機関にかかる食物アレルギー発生時は、手引き 3-02①「別紙様式 8 児童
・生徒の事故発生速報」により、教育委員会へ報告する。
- (2) 児童生徒の家庭への謝罪と事故経緯の説明を行う。
- (3) 状況に応じて、手引き3-02②「別紙様式 10 児童・生徒の事故発生状況
報告書」により、教育委員会へ報告する。

アナフィラキシーショックとは、抗原によって感作（ある抗原に対して敏感な状態になること）された人が同一抗原に再度接するときみられる即時型反応をいい、低血圧、呼吸困難、じんま疹などの症状が複数あらわれるショック症状のこと

食物アレルギーを発生させる可能性のある学校のミスについて

(1) 予定と違うものを発注してしまう。

- ・同じ食品でもアレルギー反応を起こす食品は除去されているものと除去されていないもの（中華スープ、コンソメスープ、ハンバーグなど）がある。アレルギー対応の食品を注文したつもりで、実は違う食品を発注してしまう。

対応策

- ・食品が届いたとき、調理するときに原材料の再確認を行う。
- ・複数の目で確認する。

(2) 児童生徒が予定と違う食事をしてしまう。

- ・献立表の食品により、給食を食べる日と弁当を食べる日を分けていた児童生徒が、親からの弁当が手違いで本人に届かなかったため、食べてはいけない給食を食べてしまう。

対応策

- ・弁当が届くという方法以外に、別の連絡方法を確立し、複数の連絡経路を用意する。

(3) 児童生徒が口腔違和感を訴えたが、続けて食べさせてしまう。

- ・献立表や原材料表を保護者に確認しているため、一緒に食事をしている教師は大丈夫な食品と認識している。

対応策

- ・児童生徒が口腔違和感を訴えた時点で食事を中止する。

(4) その後の児童生徒の変化を観察できない。

- ・じんま疹、口腔違和感、腹痛、咳などの症状がはじめるが、症状が急激に悪化することの認識が不足している。

対応策

- ・担任と養護教諭と連携し、食物アレルギーの症状を訴えた児童生徒の継続観察を徹底する。

(5) 抗アレルギー内服薬の投薬、エピペン処置、救急車要請が遅れる。

- ・保護者との協議による対応方法の確認が不足している。

対応策

- ・保護者と協議し、アレルギー発生時の対応方法を確立する。
 - ・正しいエピペンの処置（押し込んで3秒数える）を全職員が知る。
(※職員研修が必要)
- (エピペンとは本人または保護者が処置することが基本となっているが、教師が緊急時に行うことは認められている。)
- (エピペンは即効性があるが医療機関での処置が必要であるため、必ず救急車を要請する。)

(6) その他の対応

- ・食物アレルギーを持つ児童生徒は、食事後の運動によりアレルギー反応が強く現れることがあるため、個別に運動について制限する必要がある。

14 インフルエンザ・コロナウイルス発生時

1 関連法規

【学校保健安全法 第19条】 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。 【学校保健安全法 第20条】 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。
--

2 臨時休業の検討と決定

(1) 実態把握

時 間	担 当	実 施 事 項
朝の会	担 任	学級の欠席者・罹患者の把握（健康観察板使用）
朝の会后	保 健 係	各教室のファイルに記入する
1 時間目	養護教諭	全校欠席者・罹患者の集計・感染状況把握
1 時間目終了後すぐ	養護教諭	保健主事・校長に報告

(2) 欠席者、罹患者が増えてきた場合の対応

	担当者	実 施 事 項
① ↓ ② ↓ ③ ↓ ④	校長	インフルエンザ罹患者への出席停止の措置（個人対象） 出席停止についての（登校許可書）は不要
	校長、副校長、教頭、保主、養教、（P会長）	学校保健委員会（代表）で協議〈情報収集・分析〉
	学校医	助言〈上記②をもとに助言〉
	副校長・教頭	教育委員会へ報告・協議〈協議上、市教委が決定〉

〈1 段階〉	要注意	周囲の学校での発生、本校で出席停止者が出た時
〈2 段階〉	授業カット	欠席者、学級（学校）や罹患者の割合が増えてきた
〈3 段階〉	臨時休業	場合

(3) 決定後の対応

ア 臨時休業を決めた当日に行うこと

- ①教頭（副校長）：教育委員会へ報告（終えん報告は不要）
- ・（作成養教が管理職）インフルエンザ発生報告（速報） 手引き3-10④
 - ・（作成養教）欠席状況の推移（学校記録用、提出不要）
 - ・インフルエンザとコロナを同時に罹患した場合は、インフルエンザで臨時休業報告を
- ②教務（主幹）：保護者への通知「臨時休業のお知らせ」

・通知内容	1 該当学年（学級）
	2 臨時休業の理由
	3 休業の期間
	4 再登校の注意事項（発症後5日経過、かつ、解熱後2日経過）

③担任：欠席者への周知・臨時休業のお知らせ

- ・臨時休業について説明する。
- ・病状の確認と回復の見通しを把握する。
- ・病状への気遣いや励ましの言葉を添える。

④影響教諭：給食センターへ給食停止の連絡

- ・センター方式の給食の場合、学級閉鎖決定の翌日からの配給をストップさせることはできないが、連絡した日より、2日後から給食を停止できる。

イ 臨時休業した翌日から行うこと

- ①担任：家庭連絡
 - ・病状の確認と回復の見通しを把握する。
 - ・個に応じた学習指導を進める。
- ②教職員：チームを組んでの学区内巡回・情報収集
 - ・外遊びの児童生徒を巡回指導する。
- ③担任（全校、養教）：罹患者の様子把握
 - ・児童生徒の健康観察をする。

（４）その他

- ・潜伏期間と出席停止の基準

病 名	おおよその潜伏期間	出席停止期間の基準
インフルエンザ	１日 ～ ４日 （平均２日）	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで

- ・参考資料

「学校保健の管理と指導 改訂版２０２１」

愛知県教育委員会・愛知県学校保健会・愛知県立高等学校学校保健会

15 連続しての鳥の異常死

（１）情報の流れ 発見者・通報者（①職員 ②児童生徒 ③来校者 ④通行人など）



情報受理者（管理職or保健主事or養護教諭へ連絡）

※ 指揮・渉外；校長・副校長・教頭

（２）対応

ア現場の状況確認をする。（死亡した鳥の数 他の鳥の様子）

※野鳥の場合は、校務主任

イ死んだ鳥の処分をする。

※鳥の処分は、燃えるごみとして処分（埋めて処分しない）

ウ鳥の死亡が連続せず、大量ではない場合は、その後、継続観察を行う。

連続して多数の鳥が死亡した場合の対応

ア市教育委員会へ報告をする。（教頭）

市教委 → 環境保全課 → 県

※３日間で１０羽以上野鳥が同一地域で死んでいる場合に県が検査を実施する。

その後、状況に応じて以下の対応

イ獣医師or保健所へ相談する。（保健主事）

ウ校医へ相談する。（養護教諭）

（３）備考

- ・予防対策の徹底

ア日ごろから、手洗い・うがいなど、一般的な感染予防対策を徹底する。

イ鳥に限らず、動物を飼う場合には、動物に触った後は必ず手洗い・うがいを励行するように指導する。

ウ保護者との連絡を密にし、児童生徒が身体に不調を訴える場合には、早期に医療機関に受診するよう指導する。

- ・鳥を飼育する場合の注意事項

ア野鳥とはできるだけ接触しないよう対策を講じる。

・放し飼いを避け、小屋の中で飼育をする。

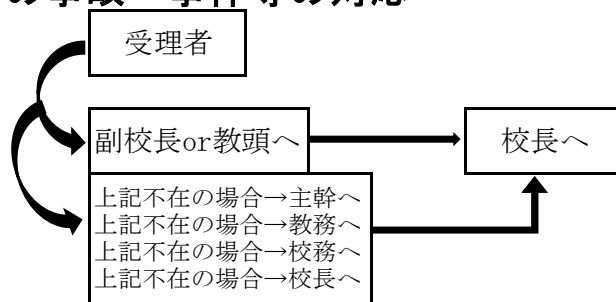
・ネットを張り、野鳥が小屋の中に侵入しないようにする。

・水飲み場に野鳥が入らないようにする。

イ鳥の糞尿は、すみやかに処理をして、鳥小屋およびその周りを清潔にするとともに、必要に応じて、鳥小屋からの出入時の靴底の消毒を行う。

ウ鳥の日常の健康観察を徹底する。

16 長期休業中の事故・事件等の対応



極めて重大な場合（児童生徒の生死にかかわる問題）で、六役のだれにも連絡がつかない場合は、直接、市教育委員会（５６－２１１１）へ連絡する。

※ 児童生徒の生死にかかわる問題とは、交通事故などで重体の場合など。

（１）児童生徒の交通事故

①上記にある方法で六役に連絡する

②担任に連絡する

③生徒指導主事に連絡する

④①～③が全て不在の場合→交通安全担当に連絡する

} ①～③のいずれかで現場検証をする。

【その後】総務は市教育委員会へ一報を入れ、速報を提出する。**速報 手引 3-02①**

担任（場合によっては六役）は、家庭（場合によっては病院）を訪問する。

（２）児童生徒の窃盗その１（商店から連絡があった場合）

①家庭に連絡して、引き取りにいつてもらう。

②担任に連絡して、引き取りにいつてもらう。

③生徒指導主事に連絡して、引き取りにいつてもらう。

④副校長or教頭or主幹or教務or校務に連絡して、引き取りにいつてもらう。

⑤保護者に帰りに学校に寄ってもらうか待ち合わせをして、事情を聞いてメモし、その後の指導に役立てる。

（担任or生徒指導主事or副校長or教頭or主幹or教務or校務が事情を聞いて指導する）

（３）児童生徒の窃盗その２（保護者から連絡があった場合）

①「担任には、学校からも連絡しますが、お母さん（保護者）から、詳しく担任へ連絡してください。後日担任から連絡を入れますのでよろしくお願いします。」

②担任に内容と保護者連絡先を伝える。

③副校長or教頭or校長に報告する。

（４）校内の器物破損・ボヤや放火の跡・窃盗・侵入して激しいいたずら

器物破損…ガラスの破損（１枚以上）ボヤ、放火の跡

屋外にある物の破損、ペンキ等での落書き

窃 盗…校舎内外にあるものの盗難

侵 入…中に入って、物を散らかしたりして激しくいたずらをされる

①とりあえず現場の写真を撮る。むやみに片づけない。

②副校長or教頭or校長に連絡する。

【その後】三役は、状況をよく見て、「市教育委員会へ**第一報し、警察の現場検証要請**」

または、後片付けをして警察署（駐在所）と市教育委へ報告

速報 手引き3-08 （関係者が児童生徒の場合は 手引き3-04①）

三役に連絡がつかない場合は、市教育委員会に電話連絡をして、事情と状況を連絡して指示を仰ぐ。

次の場合は、現場を片づけて、副校長or教頭or校長に連絡する。

（昼間、連絡できなかったら、夜になってから連絡する）

・花火が散らかっている ・校庭にゴミが散らかっている

・酒盛りの後がある ・運動場を車で走った跡がある（輪だちが残る）

・プールにものが投げ込まれている（片づければ使える）

副校長or教頭or校長は、西尾警察署（駐在所）に、夜間巡視の際に注意してもらうように依頼する。

(5) 校内に不審者がうろうろしている場合

- ①通報（児童生徒が連絡する場合もある）を受けたら、すぐに、職員室の前後ろの出入口の鍵をかけて（他の教員がいれば不要）、複数で現場に出かける。
- ②むやみに近づかずに、できるだけ大きな声で「こんにちわ！」と声をかける。「何かご用事ですか。職員室は〇〇〇ですが。」と声をかける。
服装がおかしいなど明らかに怪しい場合、「すみません、ここは学校ですので、ご用のない方はご遠慮ください」と丁重に言って学校敷地外まで誘導し出ていってもらい。出ていっても、出ていなくても、**近くの児童生徒を、職員室に入れるなどして避難させ、警察に通報**する。客観的な事実を報告する。刃物を持っている等、緊急を要する場合は、直ぐに来校してくれるよう依頼する。
（緊急の場合→110＝県警へ通報する）
（緊急でない場合→57-0110→西尾警察署に状況を話す）
- ③次の日の管理当番に連絡するとともに、職員室内に掲示等で知らせる。
- ④110番・西尾警察署へ連絡した場合は、副校長or教頭or校長に電話連絡する。

(6) プールや海での水難事故

水難事故＝水を飲んで意識不明
ころんで頭を強く打って意識不明

- ①教員A＝生徒に付き添って、できることをする。（胸骨圧迫やAED）
教員B＝職員室へインターホン、119番通報でDH（ドクターヘリ）の出動を依頼する。
直ぐに引き返して、救命処置を手伝う。
教員C＝**「西尾市立佐久島しおさい学校です。所在地は、西尾市一色町佐久島影無50です。児童生徒が、海で、〇〇して重体です。直ぐに出動をお願いします」**
119番後直ぐに、生徒の家庭に連絡する。家→緊急連絡先→職場など
「〇〇さんですか。今、こどもさんが、〇〇でドクターヘリの出動を要請しました。〇〇病院へ来てください。」
教員D＝他の生徒を、水からあげて、静かに待機するように指示をし、一緒にいた児童生徒などから様子を聞き取る。ドクターヘリの到着に備えて、児童生徒を安全な場所へ移動させ到着を待つ。
- ②教員A・Dは、救急車に乗って付き添う。どこの病院に行くのかについて、DHの中から「学校の管理当番」へ連絡する。管理当番は連絡を受けたら、〇〇にいる教員Bに知らせる。
- ③教員Bは、保護者を〇〇〇で待つ。管理当番からの連絡を受けて、どこの病院に行ったかを知らせて直ぐに行ってもらい。
- ④その後、教員Bは、副校長or教頭or校長に電話連絡する。救急車が出動しているので、市教育委員会にもすぐに速報を入れ、報告する。（手引き 3-02①②）担任は病院に出向く。連絡を聞いた副校長or教頭or校長は、病院に出向く。
以後は、状況に応じて対応する。

(7) 火災その1（登校している間に火災が発生した場合）

- ①消化器で消す。（抜く→向ける→握る）
- ②消火栓で消す。（扉を開ける→ホースを全部出す→向ける→蛇口を開ける）
- ③それでもだめな場合は、119番へ通報（場合によっては③を優先する）
「火事です。西尾市佐久島しおさい学校です。所在地は、西尾市一色町佐久島影無50です。〇〇より出火。〇〇が燃えてます。出動をお願いします。〇〇門より進入してください。」（できるだけ、詳しい状況を連絡する）
- ④副校長or教頭or校長に電話連絡する。
- ⑤消火設備の復旧をする。
【その後】三役は、状況をよく見て、「警察の現場検証要請・市教育委員会へ報告」
「後片付けをして市教育委へ報告」（手引き 3-08）

(8) 火災その2（登校した後、火災の跡を発見した場合）

- ①とりあえず現場の写真を撮る。むやみに片づけない。
- ②副校長or教頭or校長に連絡する。
【その後】三役は、状況をよく見て、「警察の現場検証要請・市教育委員会へ報告」
「後片付けをして市教育委へ報告」（手引き 3-08）
三役に連絡がつかない場合は、市教育委員会に電話連絡をして、事情と状況を連絡して指示を仰ぐ。

(9) 児童生徒の父母が死亡した場合

①連絡を受けたら、別紙に必要なこと（学年、クラス、続柄、通夜・葬儀の時間と場所）を聞き出す。

②校長or副校長or教頭に連絡する。

③担任に連絡する。（担任に連絡できなかったら、主幹or教務or校務に連絡する）

（②、③のどれかに連絡できるまで連絡する）

担任は学級の児童生徒に連絡する。

※通夜当日に電話されることはないので、その日は、粘り強く②・③に連絡する。もし、その日に、通夜等があつて、②、③のどれにも連絡できない場合は、学校を代表して「受理者」が、通夜に参加する。④も忘れないように。

【通夜の持ち物】例：線香2,000円2個（1個はPTA、1個は学校）

④PTA会長に連絡する。（令和7年度会長＝細川大悟さん）

「児童生徒〇〇さんの〇〇さんが亡くなりました。通夜・葬儀の参列をお願いします。場所・時刻は、次のようです。場所は、〇〇〇、時刻は、〇〇〇です。もし、ご都合が悪いようでしたら、副会長さんに、ご連絡していただいて、どなたかご参列いただけますようにお願いします。学校からは、校長（or副校長or教頭）と担任が参列する予定です。現地に〇〇時〇〇分集合をお願いします。線香は、学校側で用意します。」

◎副校長or教頭or校長に連絡できた場合は、副校長or教頭or校長が以下のことを行う。

- ・担任に連絡済みかを確認する。

- ・PTA会長に連絡する（同上）

- ・例：線香2,000円2個（1個はPTA、1個は学校）を用意して現地へ出向く。

- ・葬儀の打合せをする。葬儀の参列者、三役1名＝だれが参列するか。

 - PTA1名＝だれが参列するか。

 - 担任・代表児童生徒

 - 集合時刻と場所。

例：香典は、教頭で用意する。（PTA 5,000円）（学校 5,000円）

(1 0) 地震（校内の備品等が倒れたりするなど、大きな被害がある場合）

渡船が再開されたら、三役は、学校に集合する。市教育委員会に報告する。

（手引き3-06④）

(1 1) その他

①訪問販売

- ・どんなものでも絶対に買わない。帰ってもらう。

- ・悪質な場合とか、なかなか帰らない場合は、「校務の妨げになりますので、警察に連絡させていただきます」と言って、警察に連絡する。（57-0110）

②ダイレクトメール

- ・新聞やポスター等を許可なく送ってくる業者については、断りの電話を入れる。

③問い合わせ

- ・児童生徒、職員の電話、住所については、「申し分けありません。お教えできないんですよ」と愛想よくことわる。

④苦情

- ・怒鳴り込み

- ・詳しく状況を聞く。その後、「上司に連絡させていただきます。その後、そちらへ連絡させていただきますので、失礼ですが、電話番号をお知らせください」

- ・副校長or教頭or校長に連絡をする。

⑤計報連絡表のFAXが入った場合

◎学校関係者の場合

- ・職員連絡網で連絡する。連絡できない場合は、次の者に連絡して、後に、再び連絡する。（職員連絡網の詳細は別紙）

- ・副校長or教頭は、必要ならば退職校長にも連絡する。

◎学校関係者以外の場合

- ・副校長or教頭or校長に連絡をし、その後、誰に連絡したらよいか指示を受ける。

17 災害用伝言ダイヤル

【災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操 作 手 順		伝言の録音		伝言の再生	
①	171をダイヤル	171			
②	録音または再生を選ぶ。	【ガイダンス】 こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。			
		（暗証番号なし） 1		（暗証番号あり） 3 【ガイダンス】 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX	
		（暗証番号なし） 2		（暗証番号あり） 4 【ガイダンス】 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX	
		【ガイダンス】 被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。 0 XXX XXXX XXXXXX			
③	被災地の方の電話番号を入力する。	伝言ダイヤルセンタに接続します。※1			
④	メッセージの録音 メッセージの再生	【ガイダンス】 電話番号XXXXXXX、暗証番号XXXXの伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあとシャープを押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。尚、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。			
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合
		（ガイダンスが流れるまでお待ちください） 1 #	（ガイダンスが流れるまでお待ちください） 1 #	（ガイダンス） 新しい伝言からお伝えします。	（ガイダンス） 新しい伝言からお伝えします。伝言を録音する時は、数字の8の後シャープを、次の伝言に移る時は、数字の9の後シャープを押して下さい。
		【ガイダンス】 伝言をお預かりします。ゼロという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、電話をお切り下さい。	【ガイダンス】 伝言をお預かりします。ゼロという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、数字の9の後シャープを押して下さい。	伝言の録音	
		（ガイダンスが流れるまでお待ちください） 9 # 【ガイダンス】 伝言を確認します。訂正される時は数字の9の後シャープを押して下さい。 録音した伝言内容を確認する。	【ガイダンス】 お伝えする伝言は以上です。	伝言の再生	
		【ガイダンス】 伝言をお預かりしました。	（ガイダンス） お伝えする伝言は以上です。	（ガイダンス） お伝えする伝言は以上です。	
⑤	終了	自動で終了します。			

通話料が発生しません

通話料が発生します※2

通話料は発生しません

通話料が発生します ※2

※1 センタ利用料について

伝言録音・再生を行うためのセンタ利用料は無料です。

※2 通話料について

「メッセージの録音」操作時において、録音できる伝言数を超えていた場合、または、

「メッセージの再生」操作時において、お預かりしている伝言がない場合は通話料はかかりません。

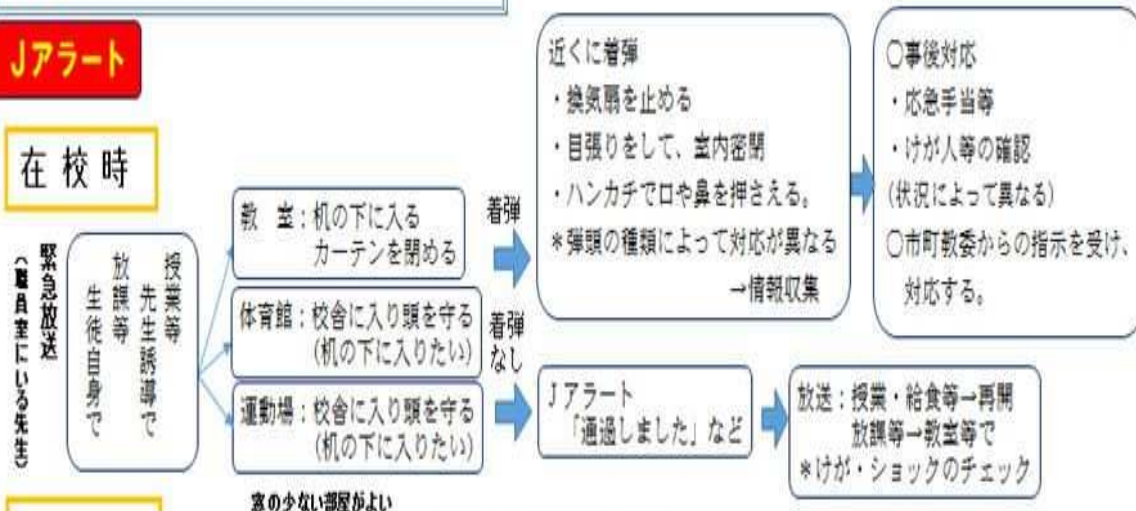
覚えてください、災害時の声の伝言機 災害用伝言ダイヤル（171）

佐久島しおさい学校における危機管理マニュアル

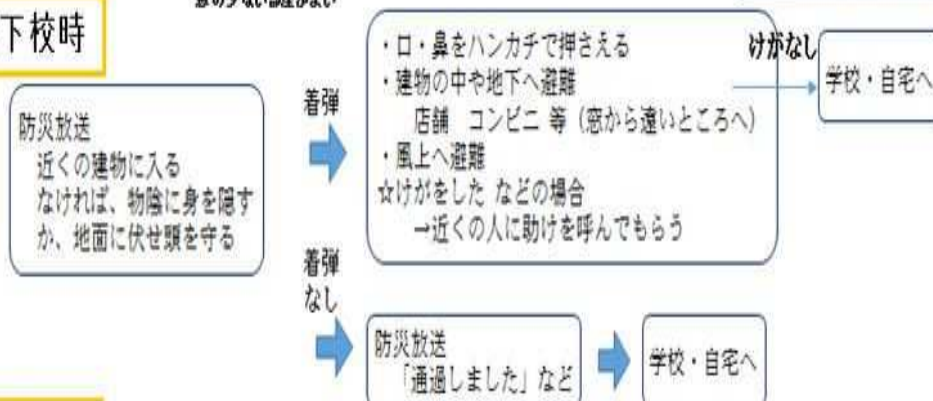
事象 「ミサイルへの対応」

Jアラート

在 校 時



登下校時



始 業 前

